

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1月26日
【会社名】	日本アジアグループ株式会社
【英訳名】	Japan Asia Group Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山下 哲生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03)4476-8000(代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 湊田 隆記
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03)4476-8000(代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 湊田 隆記
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年11月5日開催の当社取締役会において、グリーンホールディングスエルピー(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全て(ただし、当社が所有する自己株式(当社の株式給付信託(BBT)の所有分は含まれません。)を除きます。)に対する公開買付け及び公開買付者による当社株式の全ての取得を目的とした取引(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)による当社株式の非公開化を実施した後に予定されている一連の取引の一環として、本スクイズアウト手続並びに当社の代表取締役会長兼社長である山下哲生氏及びグリーンプロジェクト株式会社による当社への再出資の完了を条件として、国際航業株式会社(以下「国際航業」といいます。)及びJAG国際エネルギー株式会社(以下「JAG国際エネルギー」といいます。)の株式の一部を公開買付者に譲渡することを決議し(JAG国際エネルギーの株式の譲渡に伴い、T・JAGグリーンエネルギー投資事業有限責任組合(JAG国際エネルギーの出資比率は59.70%であり、以下「T・JAGグリーンエネルギー」といいます。)も当社の特定子会社でなくなります。)、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、2020年11月6日に臨時報告書(以下「本臨時報告書」といいます。)を提出いたしました。

今般、当社は、2020年1月26日開催の当社取締役会において、当社が公開買付者に譲渡する国際航業及びJAG国際エネルギーの株式数をそれぞれ変更することを決議したことに伴い、本臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 異動の理由及びその年月日

3 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

ア 国際航業

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 38,157個(うち間接所有分 - 個)

異動後 7,631個(うち間接所有分 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%(うち間接所有分 - %)

異動後 20%(うち間接所有分 - %)

イ JAG国際エネルギー

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 3,000個(うち間接所有分 - 個)

異動後 900個(うち間接所有分 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%(うち間接所有分 - %)

異動後 30%(うち間接所有分 - %)

(訂正後)

ア 国際航業

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 38,156個(うち間接所有分 - 個)

異動後 953個(うち間接所有分 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%(うち間接所有分 - %)

異動後 2.5%(うち間接所有分 - %)

イ JAG国際エナジー

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 3,000個(うち間接所有分 - 個)

異動後 150個(うち間接所有分 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%(うち間接所有分 - %)

異動後 5%(うち間接所有分 - %)

(3) 異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由

当社は、2020年11月5日開催の当社取締役会において、(i)国際航業の発行済株式(自己株式を除きます。)の80%に相当する株式(普通株式30,525,682株)、及び、(ii)JAG国際エナジーの発行済株式(自己株式を除きます。)の70%に相当する株式(普通株式2,100株)を公開買付者に譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡により、国際航業、JAG国際エナジー及びT・JAGグリーンエナジーは当社の特定子会社に該当しないこととなります。

(訂正後)

異動の理由

当社は、2020年11月5日開催の当社取締役会において、(i)国際航業の発行済株式(自己株式を除きます。)の80%に相当する株式(普通株式30,525,682株)、及び、(ii)JAG国際エナジーの発行済株式(自己株式を除きます。)の70%に相当する株式(普通株式2,100株)を公開買付者に譲渡することを決議いたしました。

その後、当社は、2020年1月26日開催の当社取締役会において、公開買付者に譲渡する国際航業及びJAG国際エナジーの株式数に関して、(i)国際航業の発行済株式(自己株式を除きます。)の80%に相当する株式(普通株式30,525,682株)から97.5%に相当する株式(普通株式37,203,175株)に、(ii)JAG国際エナジーの発行済株式(自己株式を除きます。)の70%に相当する株式(普通株式2,100株)から95%に相当する株式(普通株式2,850株)に、それぞれ変更することを決議いたしました。

当該株式譲渡により、国際航業、JAG国際エナジー及びT・JAGグリーンエナジーは当社の特定子会社に該当しないこととなります。

以上